

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月20日

鳥取県知事 平井 伸治

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

日野川工業用水道運転監視ほか業務委託 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

### (4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行う。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を含め記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 「建物等の保守管理」の「電気通信設備管理（運転保守）」

イ 「建物等の保守管理」の「空調和設備管理（運転保守）」

ウ 「建物等の保守管理」の「給排水施設管理（運転保守）」

### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### (5) 平成26年度以降に水道（上水道、下水道又は工業用水道をいう。）施設若しくは中央監視制御盤を有する建築物（延べ床面積がおおむね5,000平方メートル以上）での運転監視業務（作業現場で技術員を常時駐在させる業務体制（以下「現場常駐体制」という。）によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### (6) 本業務期間中、入札参加者と直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であるものをいう。）にある者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者を業務責任者として選任することが可能な者であること。なお、業務責任者は技術員及び検針員を兼ねることができる。

ア 水道施設又は建物の電気・機械設備の保守管理若しくは運転監視に係る業務について実務経験を3年以上有する者

イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状のいずれかの交付を受けている者

ウ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する第一種電気工事士免状の交付を受けている者

(7) 本業務期間中、次に掲げる要件のいずれかを満たす技術員1名以上による現場常駐体制を組むことが可能な者であること。

ア 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に規定する第二種電気工事士免状の交付を受けている者

イ (6)のア〜ウまでのいずれかの要件を満たす者

(8) 本業務期間中、(7)のア又はイの要件を満たす検針員2名を選任することが可能なものであること。なお、検針員は技術員を兼ねることができるが、検針日当日の(7)の常駐者とは別の者とする。

### 3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

### 4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課総務担当

電話 0857-26-7443

電子メール kigyuu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局工務課

電話 0857-26-7448

電子メール koumu@pref.tottori.lg.jp

(3) 施設見学会に関する問合せ先

〒683-0012 鳥取県米子市八幡165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859-26-0017

電子メール kigyokyokuseibu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月20日(月)から同年2月5日(水)までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページの調達情報(<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月20日(月)から同年2月5日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後4時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 施設見学会の開催

ア 日時

令和7年1月28日(火)及び同月29日(水)の午前9時から午前11時及び午後1時から午後4時までの間で行うこととし、見学する者に別に連絡する。

イ 場所

4(3)に同じ

ウ 申込方法

法人等の名称、代表者の氏名及び見学希望者を明記の上、郵便又は電子メールにより令和7年1月24日(金)午後4時までに4(3)に申し込むこと。

エ 公開内容

企業局西部事務所監視室及び日野川工業用水道施設の見学並びに業務で作成する年報等の資料閲覧

オ その他

見学会において個別の質問等は受け付けない。本件入札説明書5（1）に基づき質問を提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年2月18日（火）午前10時 即時開札

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第2庁舎2階）

(7) 郵便等による入札

不可とする。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年2月5日（水）午後4時までに郵送（期限までに必着のこと。）又は持参により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条第5項の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領（令和3年12月2日付第202100216722号鳥取県企業局長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であつて、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 業務従事者名簿の提出

落札者は、契約締結後、令和7年3月14日（金）午後5時までに2（7）に定める現場常駐体制に関する書類（様式第10号及び様式第11号）を提出すること。提出されない場合又は2（7）の要件を満たさない場合は、契約を解除するものとする。

（7）その他

詳細は、入札説明書による。